

令和6年度「広報ながの」印刷業務 仕様書

- 1 発行回数 月1回、年12回発行（5月号から翌年4月号まで）
- 2 規格など
 - (1) 寸法 A4判
 - (2) ページ数 36ページ（各月の記事量により2ページ単位で増減する）
 - ・ページ数に増減が生じた場合は、1部当たりの印刷単価を36ページで割ったものに、ページ数を乗じた価格を1部当たりの印刷単価とする。
 - 計算式＝（1部当たりの印刷単価÷36ページ）×ページ数
 - ※令和5年度実績見込：24ページ2回、28ページ4回、32ページ4回、36ページ2回
 - (3) 刷色 表1・表2・表3・表4（合計4ページ）または表1・表4・真ん中2ページ（合計4ページ）を4色刷り、その他は2色刷り
 - (4) 用紙 グリーン購入法の判断基準を満たすもの（入手が困難な場合は協議し決定）
 - (5) インク 大豆インクまたはこれに準じるもの
 - (6) 印刷方法 オフセット印刷
- 3 発行部数 約160,000部／月（増減する場合あり）
- 4 発行日 毎月1日
- 5 出稿 発行日の10日前まで
- 6 納入

毎号、市が提供する配達先一覧データに基づき必要部数を梱包し、宛名ラベルを作成して貼付の上、市が指定する納入日・納入場所に納入する。

 - (1) 納入日 市が指定する日（別紙1「令和6年度広報ながの納入日・納入場所」のとおり）
 - (2) 納入場所 本庁、市が指定する場所（別紙1「令和6年度広報ながの納入日・納入場所」のとおり）
 - (3) その他
 - ア A3判またはA4判のチラシを折り込むことができること（折り込み手数料は別途契約）。
 - イ 市からの配達先データ提供後であっても、送付先変更などがあった場合はできる限り対応すること。
 - ウ 梱包材料、郵送料は市が負担する。
 - エ 郵送分は必要部数を封入して、市から差出表を受け取り、市文書情報管理室へ持ち込む。
 - オ 同一の宛名の梱包が複数となる場合、連番を付すなど、梱包総数が判るように工夫すること。
- 7 その他
 - (1) 市内に本社・工場を有すること。
 - (2) 紙面デザインは、市が提供するデジタルデータ・写真・素材を受注者がレイアウトし、校正を行いながら両者で協議の上、制作する。入稿から出稿までのスケジュールは、別紙2「令和6年度広報ながの発行スケジュール」のとおり。
 - (3) 校正は紙ベースで実施し、校正回数は入稿から3回以上行う。最終校正は、担当職員が校正箇所をその場で直接確認し校了とする。
 - (4) 受注者は、校正に係る詳細な指示の確認や校正原稿の受け渡しのため、編集期間中は原則として1日1回以上来庁すること。
 - (5) 「広報ながの」について、毎号、写真をカラーとしたPDFデータを作成し、納品すること。

※印刷業務説明会の開催と、見積もりに際しての注意事項は、裏面をご覧ください。

令和6年度「広報ながの点字版」印刷業務 仕様書

- 1 発行回数
月1回、年12回発行（5月号から翌年4月号まで）
- 2 規格など
B5判点字印刷専用用紙、約120ページ（記事量により増減する場合あり）、両面刷り、紐とじ
・ページ数に増減が生じた場合は、1部当たりの印刷単価を120ページで割ったものに、ページ数を乗じた価格を1部当たりの印刷単価とする。
計算式＝（1部当たりの印刷単価÷120ページ）×ページ数
（参考：令和5年度実績 最小88ページ・最大114ページ ※令和6年1月時点）
- 3 発行部数 約36部／月（増減する場合あり）
- 4 発行日 毎月1日
- 5 点訳方法
受注者が「広報ながの」のデータからパソコンソフトなどを用いて点訳する。
- 6 納入
毎号、市が提供する点字用専用封筒（宛名ラベル貼付済）に「広報ながの点字版」を封入して発行日のおおむね3日前までに発送する。

令和6年度「広報ながの」及び「広報ながの点字版」印刷業務 説明会

令和6年2月22日（木）午前10時～11時 市役所会議室161（第一庁舎6階）

※「広報ながの」及び「広報ながの点字版」印刷業務契約の入札に参加を希望する場合は、必ずご参加ください。

<見積りに際しての注意事項>

- 1 契約方法 単価契約
- 2 見積内容
(1) 広報ながの／36ページのうち、表1・表2・表3・表4（合計4ページ）または表1・表4・真ん中2ページ（合計4ページ）を4色刷り、その他は2色刷りとした場合の1部当たりの印刷単価（写真・印刷・地紋に係る費用、宛名ラベルの作成、梱包、納入などに係る業務も含む）
(2) 広報ながの点字版／120ページとした場合の1部当たりの印刷単価（封入、発送などにかかる業務も含む）
- 3 落札者の決定
上記「見積内容」により、見積りした印刷単価が最も低い者を落札者として決定する。
(1) 広報ながの／160,000部／月
(2) 広報ながの点字版／36部／月
- 4 その他
万が一、指定期日までに発行できなかった場合、掲載広告枠の購入者がこれによって生じた損失などの補償を請求したときは、落札事業者（受注者）がその責めを負うこととする。